

○空家改修等の支援 補助金最大180万円

移住するために登録空家*を購入・賃借した場合、
住まいとして活用するための空家改修に要する経費を支援

○不動産取得税の軽減 1/2軽減

移住するために登録空家*を購入する場合、不動産取得税を軽減

○借入資金の金利負担の支援 補助金借入残高の最大0.5%相当額

移住するために登録空家*を購入・賃借した場合、
住まいとして活用するための空家改修に要する経費を支援

○移住者の起業の支援 補助金最大300万円

「移住促進特別区域」内への移住者が当該地域で起業する場合の施設整備に要する経費を支援



【注意】

- ・補助金は、一部のメニューを除き、市町村を通じた支援となります。
- ・市町村によって、活用できる制度、補助額、条件等が異なります。
- ・補助金額は、市町村と京都府の補助額を合わせた額であり、予算の範囲内での交付となります。

*「登録空家」とは

移住促進条例に基づき京都府の空家バンクに登録された「移住促進特別区域」内の物件のことです。